

### 地方税の改正内容

特例措置の 要件	特例措置の 税目	不動産取得税	固定資産税	事業所税
重多助成金 (第1種) ※1		助成金の廃止に伴い、新設する助成金を適用要件に変更。 (平成25年3月31日まで)	助成金の廃止に伴い、新設する助成金を適用要件に変更。 (平成25年3月31日まで)	助成金の廃止に伴い、新設する助成金を適用要件に変更。 (恒久措置)
重多助成金 (第2種) ※2		2年間延長 (平成25年3月31日まで)	2年間延長 (平成25年3月31日まで)	恒久措置のため改正なし

資料P3

※1: 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金(第1種)  
 ※2: 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金(第2種)

資料P2

### 国税の改正内容

適用要件	特例措置の税目	所得税	法人税
① 障害者雇用割合が50%以上 (※1)		3年間延長 (平成26年3月31日まで)	3年間延長 (平成26年3月31日まで)
② 障害者雇用割合が25%以上 (※1) かつ障害者を20人以上 (※1) 雇用		3年間延長 (平成26年3月31日まで)	3年間延長 (平成26年3月31日まで)
③ 20人以上 (※2) の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者 (※3) の割合が50%以上 (※2) であること (法定雇用率1.8%を達成しているものに限る。)		創設 (平成26年3月31日まで)	創設 (平成26年3月31日まで)

資料P4

※1: ダブルカウントあり(短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント)  
 ※2: ダブルカウントなし(短時間労働者は1人を0.5人とカウント)  
 ※3: 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者

# 障害者を多数雇用する事業所に係る特例措置の延長（不動産取得税、固定資産税）

## 内容

障害者を多数雇用する場合の不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年間延長する。（～平成25年3月31日）

## 制度の概要

### 障害者を多数雇用する事業所

要件：①②いずれも満たすこと

- ①障害者雇用割合（※1）が50%以上かつ20人（※1）以上障害者を雇用
- ②重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金（※2）を用いて事業用施設（作業用に限る）を取得

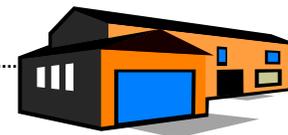
減税特例

### 不動産取得税

平成25年3月31日までの間に取得し、引き続き3年以上事業の用に供する事業用施設について、当該税額から取得価額の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額。

### 固定資産税

平成25年3月31日までの間に取得した事業用家屋（取得から当初5年度分に限る）について、課税標準となるべき価額の1/6に障害者雇用割合及び税率を乗じた額を減額。



- ※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。  
※2 重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数雇い入れるか現に雇用する事業主で、当該障害者のために事業施設等の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成するもの。

# 「重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」の創設に伴う税制上の所要の措置

(不動産取得税、固定資産税、事業所税)

## 改正内容

来年度創設する「重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」(※1)の支給を受けて取得した事業用施設等について、①の時限措置(～平成25年3月31日)及び②の恒久措置を適用する。

### ①不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置(不動産取得税、固定資産税)

#### 障害者を多数雇用する事業所

##### 要件

- ①障害者雇用割合(※2)が50%以上かつ20人(※2)以上障害者を雇用
- ②新たに創設する「重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」(※1)を用いて事業用施設(作業用に限る)を取得

減税特例

#### 不動産取得税



平成25年3月31日までの間に取得し、引き続き3年以上事業の用に供する事業用施設について、当該税額から取得価額の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額。

#### 固定資産税

平成25年3月31日までの間に取得した事業用家屋(取得から当初5年度分に限る)について、課税標準となるべき価額の1/6に障害者雇用割合及び税率を乗じた額を減額。

### ②事業所税(資産割)の課税標準の特例措置(事業所税)

#### 障害者を多数雇用する事業所

##### 要件

- ①障害者雇用割合(※2)が50%以上かつ10人(※3)以上障害者を雇用
- ②新たに創設する「重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」(※1)の支給に係る施設又は設備を取得

減税特例

#### 事業所税



課税標準となるべき事業所の床面積の算定について、当該事業所の床面積の1/2に相当する面積を控除する。

- ※1 重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者(以下「重度障害者等」という。)を新規に多数雇い入れ、かつ、現に相当数の重度障害者等を継続雇用している事業主で、当該障害者のために事業所の施設・設備等の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成するもの。
- ※2 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。
- ※3 重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。

※ 廃止を予定している「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金(第1種)」は、現在、同様の特例措置の適用を受けている。

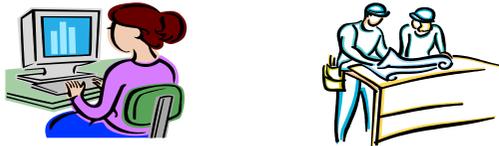
# 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の延長・拡充（所得税、法人税）

## 改正内容

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度を3年間延長するとともに、重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、適用対象を拡大する。

## 現行制度の概要

### 障害者を多数雇用する事業所



要件（①②のいずれかを満たすこと）

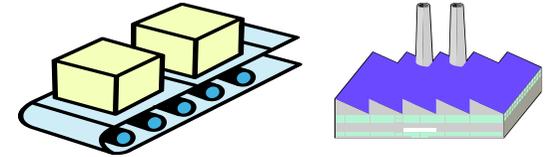
- ①障害者雇用割合が50%以上（※1）
- ②障害者雇用割合25%以上（※1）かつ障害者を20人（※1）以上雇用

普通償却費  
+  
普通償却限度額の24%  
(工場用建物及び施設は32%)

割増償却

### 減価償却資産

減価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等



## 【改正の概要・理由】

現行制度の要件は、上記の要件①②のいずれかを満たすこととされているが、就労のより困難な重度障害者(\*2)の一層の雇用促進を図るため、

**③ 20人以上(\*3)の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者の割合が50%以上(\*3)であること(法定雇用率1.8%を達成しているものに限る。)**

を新たな要件として追加し、上記①②に加え、③のいずれかを満たすことで当該制度の適用対象とする。

- \*1:ダブルカウントあり(短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント)
- \*2:重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者
- \*3:ダブルカウントなし(短時間労働者は1人を0.5人とカウント)